

○神河町U J I ターン促進支援事業補助金交付要綱

(一年一月一日条例第一号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外から神河町へのU J I ターンを促進するため移住に係る費用の一部を補助する神河町U J I ターン促進支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に当たり、神河町補助金等交付規則(平成17年神河町規則第37号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン 神河町から町外へ移住した後再び神河町へ移住すること、町外から都市等へ移住した後神河町へ移住すること、又は町外から神河町へ移住することをいう。
- (2) 女性世帯 未婚若しくは配偶者と死別し、若しくは離婚したために配偶者がいない女性の単身世帯又は母子世帯(共同生活の実態がありながら婚姻届を出していない者は含まない。)

(補助対象)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができるU J I ターン者(以下「補助対象者」という。)は、神河町に住民票を作成した日(以下「転入日」という。)において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 転入日から起算して1月を経過していない者で、引き続き10年以上神河町に居住すること。
- (2) 満65歳未満であること。
- (3) 法人その他の団体でないこと。
- (4) 税等を世帯員のいずれもが滞納していないこと。
- (5) 神河町暴力団排除条例(平成25年神河町条例第5号)に規定する暴力団に関する者でないこと。

(補助の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、引っ越し費用等移住に係る費用で領収書等証明書類のあるものとし、1,000円未満の端数は切り捨てることとする。

- 2 引っ越し費用等移住に係る費用の全部又は一部が、他の補助金、助成金、手当等の対象となる場合は、当該補助金、助成金、手当等の算定基礎となる引っ越し費用等移住に係る費用は補助対象経費に含めない。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、5万円を上限とする。

4 前項の規定にかかわらず、補助対象者が転入日において満20歳以上満40歳未満であつて、かつ、女性世帯の場合は、補助金の上限を10万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、神河町U J Iターン促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、次の書類を添付しなければならない。

(1) 神河町U J Iターン促進支援事業補助金計算書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 住民票の写し

(4) 移住に係る費用の見積書又は領収書の写し

(5) 納税証明書

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容の審査、必要に応じて行う調査等により、予算の範囲内において交付の適否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、神河町U J Iターン促進支援事業補助金交付決定通知書(様式4号)により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、移住が完了したときは、神河町U J Iターン促進支援事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに、町長に提出しなければならない。

(1) 移住に係る費用の領収書の写し

(補助金の額の確定等)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、交付する補助金の額を確定し、神河町U J Iターン促進支援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助金の額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、神河町U J Iターン促進支援事業補助金交付請求書(様式7号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しその全額又は一部を返還させることができる。

(重複交付の禁止)

第11条 この要綱の規定により既に補助金の交付を受けた者は、新たにこの補助金の交付を受けることはできない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成27年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第3条に規定する補助対象の要件を全て満たす者に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

神河町U J I ターン促進支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

神河町U J I ターン促進支援事業補助金計算書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

神河町U J I ターン促進支援事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

神河町U J I ターン促進支援事業実績報告書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

神河町U J I ターン促進支援事業補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

神河町U J I ターン促進支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]